

教育大綱について

1. 根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

○教育基本法 第十七条第一項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2. 大綱の定義及び記載事項 (文部科学省局長通知)

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではない。
- ・主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。
- ・地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。

3. 地方教育振興基本計画と大綱の関係 (文部科学省局長通知)

- ・地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

4. 大綱の期間 (文部科学省局長通知)

- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定。

本市の子育ての基本理念である「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」のもとで、その主要な役割を担う義務教育を中心として、子育て全般における切れ目のない教育を推進していくため、次のとおり「可児市教育大綱」を定める。

平成27年 9月 1日

可児市長 富田 成輝

可児市教育大綱

目指す方向

「日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」を推進し、可児市の未来に貢献できる人材を育成します。

5つの目標

1. 「豊かな心」を育みます

自分自身を認めることはもとより、命の大切さや相手を思いやる気持ち、良好な人間関係を築くために必要な「豊かな心」を育みます。

2. 「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます

社会生活を営むうえで必要な礼儀、道徳、規則など、「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます。

3. 「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います

学力・体力の向上をはじめ、社会や環境の変化、困難な課題に直面しても、夢の実現に向けて自分の考えを持ち、創造力を発揮して「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います。

4. 「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます

ふるさと“可児”への誇りを持ち続けながら、ふるさとの人や社会、自然との関わりやつながりを大切に、地域社会の一員として「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます。

5. 「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます

家庭、地域住民、子育てに関わる各種組織、地域に関わる各種団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、相互に連携して「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます。

上越市教育大綱

平成27年11月

上越市

はじめに

上越市では、教育、文化の振興を市政の主要課題のひとつに位置づけ、上越市第6次総合計画や上越市総合教育プランなどの関連計画を抛りどころに、様々な施策を進めてきています。

こうした中、わが国は本格的な人口減少社会が到来し、当市においても将来につなぐことのできる活力あるまちや地域社会をどのように作っていくのか、また、教育をとりまく様々な課題解消を図り、将来を担う子どもたちをどのように支え、育てていくのか、を真剣に考え、行動していかなければならない時期を迎えています。

こうした認識を踏まえ、当市では上越市総合教育会議における協議に基づき、市長部局と教育委員会が教育の課題と目指すべき方向性を共有し、一体となって教育の一層の振興を図るために、上越市教育大綱を策定するものであります。

本大綱では、まず、当市における教育・文化行政を総合的に推進するための「基本政策」として、上越市第6次総合計画の主要政策分野のひとつである教育・文化分野における施策及び教育との連携が必要な他分野における施策について、それぞれの方向性を改めて整理し、位置づけました。

その上で、この「基本政策」を受け、教育現場が抱える今日的課題や少子化の進展など将来にわたり克服すべき課題に対応し、これまで以上の成果を目指していくための施策を「重点施策」として掲げました。

基本政策

上越市では、第6次総合計画を基に、私たちの地域に備わる歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、市民一人一人が学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいくことのできる活力あるまちづくりを進めています。

まちづくりの基礎は人づくりであり、まちの将来を担う子どもたちをすこやかに育てていくことは、社会全体で取り組むべき大きなテーマです。

その実現のため、上越市は、心豊かな人づくり、人と人がつながる豊かな地域づくりに向けて、教育・文化をはじめ幅広い分野において、各種施策に取り組めます。

学校教育では、子どもの確かな学力と生きる力を培うため、より良い学校教育環境の整備を進めるとともに、地域ぐるみの教育を推進するなど、学校教育の質の向上を図ります。

社会教育・文化活動では、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、市民によるスポーツ活動の推進と競技力の向上を図るほか、市民の多様な文化・芸術活動の活性化を推進します。

また、教育・文化以外の分野においても、子どもの育ちや社会的自立に向けた支援、まちづくりのための人材育成などに取り組めます。

重点施策

テーマ

0歳から18歳までの切れ目のない「子どものすこやかな育ち」支援の強化

子どもたちのすこやかな育ちに社会全体が関わり、支えていく環境を整えるために家庭・学校・地域、また行政など様々な枠組みで行われている取組のさらなる連携を図り、0歳から18歳までの切れ目のない支援の仕組みの構築を進めます。

1 すこやかな育ちの推進

全ての子どもが心身ともにすこやかに育つために、確かな学力と生きる力を高める教育を推進するとともに、教育と保健・医療・福祉などの分野が連携を図りながら、乳幼児期からのきめ細かな健康管理などに取り組みます。また、保護者が持つ子育ての悩みや不安を解消し、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育てに関する相談支援の充実など子どもの成長に応じた適切な支援に取り組みます。さらに、子どもたちが社会の中でそれぞれの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現することができるよう、社会的・職業的自立に必要なキャリア教育の充実に取り組みます。

- ① 子どもの確かな学力の定着と生きる力を高める教育の推進
- ② いじめや不登校等の児童生徒への支援の拡充
- ③ 家庭の子どもを育てる力を高める親支援の充実
- ④ 生活習慣病予防対策の充実
- ⑤ 食育の総合的かつ計画的な支援の推進
- ⑥ 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実

2 特別な配慮を必要とする子どもの支援

障害や発達の遅れなど特別な配慮を必要とする子どもの育ちを支援するため、市の関係部署をはじめ幼稚園・保育園、学校、専門機関などが連携を強化し、乳幼児期から青少年期までの子どもの成長段階に応じたきめ細かな対応と切れ目のない適切なサポートを行い、子どもに寄り添いながら社会的自立へとつないでいく仕組みづくりに取り組みます。

- ① 障害のある子どもの相談支援の拡充
- ② 発達段階に応じた支援が必要な児童に対する相談支援の充実

3 子どもの居場所づくり

「地域の子どもは地域で育てる」という考えの下、放課後や休日、長期休業期間中の子どもの過ごし方や保護者の意向、地域の状況を踏まえながら、社会全体で子どもを見守り育てる「子どもの居場所づくり」に取り組みます。

① 子どもの居場所づくりの推進

大綱の期間

教育大綱の対象とする期間は、「上越市第6次総合計画」の計画期間に合わせて、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

松本市教育大綱

<参考③>

松本市教育振興基本計画～学都松本をめざして～

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとされています。

このことを受けて、松本市では、このたび第1回総合教育会議を開催し、平成24年3月に策定された松本市教育振興基本計画を「松本市教育大綱」として決めました。

学び続けるまち「学都松本」をめざしての様々な施策が、健康寿命延伸都市・松本における「いのちの質・人生の質の向上」につながるよう、市長部局と教育委員会が一体となって取り組んでいきます。

私はかねてから、我々が、人生をより良く全うするためには、健康づくりによって健康寿命を延ばすとともに、どんなに年齢を重ねても、自ら主体的に学んでいくという確たる姿勢を持つことが、大切ではないかと考えております。

幸いにも、松本市は、昔から旧開智学校の建設や、旧制松本高等学校の誘致などにみられるように、市民の学問に対する意識がことのほか高いまちでございまして、「学問の都・学都松本」として発展をさせていただきました。

私は、先人たちが築き上げてこられたこの「学都松本」を、改めて再認識していただくため、市民一人ひとりが健康な生活を送る中で、生涯にわたって、学び続ける姿が見えるまち、地域や行政が協働してサポートし、「共に学ぶまちづくり」を推進するまち、そして学んだ知識・技術を社会に活かし、次代に引き継ぐ姿が見えるまちを目指して、真の意味での「学都松本」を創造してまいりたいと考えております。

松本市長 菅谷 昭



いのちの質・人生の質の向上

～学び人の行き交うまち～

学都松本をめざして

松本市教育振興基本計画における基本構想

学び続けるまち

市民一人ひとりが自らの意思で何を学ぶかを決め、学び続けるまち

共に学ぶまち

市民の学びを地域や行政が協働してサポートし、「共に学ぶまちづくり」を推進するまち

次代に引き継ぐまち

市民一人ひとりが学んだ知識・技術を社会に生かして次代に引き継ぐまち